

出張業務 [休止
] 廃止
] 再開 届

業務の種類	
休止 廃止 再開	した理由
休止 廃止 再開	した年月日 令和 年 月 日
休止の場合は その予定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

上記のとおり、専ら出張のみによる業務を [休止 廃止 再開] したので、あん摩マツサーズ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）第23条後段の規定により届け出ます。

令和 年 月 日

住 所	
-----	--

ふりがな	
氏 名	

目が見えるか否かの別	見える ・ 見えない
------------	------------

岡山県知事 殿

（注）該当する不動文字を○で囲むこと。